

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下規則という。）、本件調達に係る入札公告に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の等級区分が A 又は B に区分されている者であること。
- (5) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第五十三号）の規定による指定調査機関であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 技術管理者として環境省の実施する土壌汚染調査技術管理者試験に合格した者を配置できること。
- (8) 過去 5 年間に種類、規模をほぼ同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 入札参加希望者又はその代理人は、上記(4)～(8)の事項について別紙様式 1 を準用し、これを証明の上、別記 3 の(2)へ令和 4 年 1 月 7 日（金）午後 3 時までに提出してください。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札してください。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 5 に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を開札日に直接提出してください。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所は、別記3の(1)のとおりです。
- (5) 入札参加者は、長野県公式ホームページの「物品・委託等調達情報」の「一般競争入札調達案件一覧」に掲示した当該案件の入札書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載して、入札書を提出してください。

ア 日付

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札参加資格に基づく登録番号

オ 電話番号

カ 入札額

キ 単価

ク 合計額

- (6) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月14日開札[令和4年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務]の入札書在中」と朱書きしてください。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしてください。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (9) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがあります。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (11) 競争参加者又はその代理人は、業務料の支払方法等の契約条件を契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。
- (12) 入札回数は、3回を限度とします。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行います。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (14) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会い職員以外の者は、入場することができません。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通

知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出してください。

入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出してください。

- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできません。
- (18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができません。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行いますので、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したとみなします。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、令和4年1月12日(水)午後3時まで別記6の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供してください。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札書に記載した金額にその額の100分の10に相当する金額を加えた総額の100分の5以上とします。

なお、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除します。入札保証金について免除要件に該当するか否かは別紙様式1を用いて審査し、納付が必要な者にはその旨を通知します。

- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は添付の納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出してください。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出してください。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出してください。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出してください。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。（上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。）
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。
- また、上記(1)で入札保証金の納付を免除された者で、契約を結ばないときは、免除した金額相当額を県に支払わなければなりません。
- (11) 入札保証金には、利子を付しません。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書を、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示す入札参加資格要件審査書類を提出しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書全部
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 発注件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (9) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (11) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書

- (13) 納付した入札保証金の額が見積もった金額（消費税込み）の100分の5以上の金額に達しない場合の当該入札書
- (14) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (15) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (16) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとします。
- (6) 落札者は、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、任意の様式により「契約を締結しない旨」を申し出るものとし、予算執行者は、当該申し出を受領したときは、落札の決定を取り消すものとします。

7 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。
 - ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
 - ウ 落札価格が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(2)の入札保証金の定めを準用します。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上とします。
- (4) 契約保証金等の納付方法は、6の(5)のア及びイの定めを準用します。

- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付します。
- (7) 契約保証金には、利子を付しません。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、免除された金額に相当する金額を違約金として納付するものとします。

8 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書（案）のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (4) 予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。

9 入札者に求められる義務

競争参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達業務に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要な説明資料について、指定の期日までに提出し審査を受けてください。

なお、不備事項については指定の期日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

10 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-8570
(所在地) 長野市大字南長野字幅下 692-2
(機関名) 契約・検査課 用品調達係
(電話番号) 026-235-7079(直通)
(FAX番号) 026-235-7472
(E-mail) keiyakukensa@pref.nagano.lg.jp

11 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記4のとおりです。

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先は、別記5のとおりです。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達業務名
令和3年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務
- (2) 調達業務の内容
別添「令和3年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務仕様書」のとおり
- (3) 調達業務の履行期間
契約日の翌日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 調達契約に係る入札公告の日付
令和3年12月24日（金）

2 入札参加に必要な等級

「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級格付区分がA又はBに格付されている者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
(日 時) 令和4年1月14日(金) 午後3時
(開札場所) 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 西庁舎1階 入札室
- (2) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出先
(郵便番号) 380-8570
(所 在 地) 長野市大字南長野字幅下692-2
(機 関 名) 長野県健康福祉部食品・生活衛生課

4 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (担 当 課) 長野県健康福祉部食品・生活衛生課
- (郵便番号) 380-8570
- (所 在 地) 長野市大字南長野字幅下692-2

5 本調達に関する問い合わせ先

(担 当 課) 長野県健康福祉部食品・生活衛生課

(郵便番号) 380-8570

(所 在 地) 長野市大字南長野字幅下692-2

(電話番号) 026-235-7154(直通)

(FAX番号) 026-232-7288

(E-mail) shokusei@pref.nagano.lg.jp

6 入札保証金の納付証拠書等提出先

(担 当 課) 長野県健康福祉部食品・生活衛生課

(郵便番号) 380-8570

(所 在 地) 長野市大字南長野字幅下692-2